

文書名	黒田長政と其御定則 No.
所蔵者 住所・氏名	九州大学中央図書館
撮影年月日	昭和56年 7月 15日
福岡県文化会館	

黒田長政と其御定則

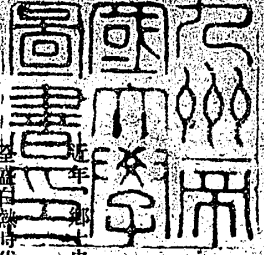
10

黒田長政と其御定則

680
2
32



寶 國 像 肖 公 政 長



自序

高宮義郎寄贈

史實研究は日に月に、隆盛に趣き、各地とも其の資料を採求するもの少からず、我福岡に於ては、
 近年郷土史研究の盛んなるに、福岡県立図書館に於ても、例年、實行しつつある、共讀書週間中、二月十一
 日、盛岡時代に、到達せんとし、福岡縣立圖書館に於ても、例年、實行しつつある、共讀書週間中、二月十一
 日、十五日迄の間、盛大なる郷土文獻展覧會を、開催するに至れり、史實研究家中、郷土に關するものと
 して、重要な價値ある、藩祖長政公の御定則を、希望せらるゝ事再三、而かも急なるものあり、されど其の寫
 本、世に稀にして、輒く之を獲る事能はず、然るに近日自家の藏書中より是が一部を發見したるを以て、公の
 略傳を附し、聊か郷土研究者、並に一般世人を、裨益せんが爲め、本會紀念として、之を割闕に附し、あまね
 く希望者に頒つ、讀者諒之。

黒田長政と其御定則

▽ 目 次 △

- 一 黒田長政公略傳……………一
- 二 言行録之二節……………二
- 三 光雲神社と其の由來……………六
- 四 龍光院殿如水圓海大居士碑銘並序……………七
- 五 筑州大守黒田長政公碑銘並序……………五
- 六 御定則……………三

筑前五十二萬石の藩祖なる黒田長政は、如水孝高の長子にして、永録十一年十二月姫路に生る。年齒僅に十四、軍に従ひ父録慶長の間、武功を天下に顯したる古今稀なる名將なり。公は武勇絶倫なるのみならず、又文學を修め經國之道に通ず。關ヶ原の軍功に依り筑前の地に封せられ、小早川氏の舊城に據りて國政を司しが、三方海を控へ要害堅固なりと雖も、偏僻にして永く大國を支配するの地にあらざるを察し、那珂郡福崎の地を卜じ城を築き、祖先發祥の地名を取り福岡と名く。國を治むる事二十四年、元和九年閏八月京都の客次に卒す、年五十六筑前崇福寺に歸葬して法諡じ興雲院といふ。公は常に治國の要諦に向つて修養を怠らず、藩民を撫育し、上下の調和を計り重臣の意見を採用し、後世の爲定則を設け、國家富強の基を固め、子孫に良將たるの道を遺訓す。徳川幕府の覇業大に定り、太閤勳舊の諸侯福島加藤を初めとし、除封せらるゝもの多かりしが、良く國封を保ち天下の雄藩として、勳國を治す事二百七十餘年、幾多國家有用の人士を出し、其後裔昭和の今日に至る迄榮譽ある國家の重臣として、勳功を輝かし皇室の藩屏たるは、誠に長政の勳功と偉略宣歎を得、歴代の藩主亦良く遺訓を守り、良將たるの道を忘れざりしに依るべし。

黒田長政言行の一節

- ◎ 黒田長政は勘解由次官孝高の子、從四位下に叙し侍從兼筑前守に任ず、筑前に封せられ福岡城に住す。
- ◎ 長政筑前に就くや、廢祠を修理し、神領を寄附せり、家康聞きて殊外稱譽ありけり。
- ◎ 長政公事を聞く前に、奉行に此公事は其相手簡様に言はし如何に爲すべきや、と幾度も内證にて詮議を詰置き、借雙方對決致させ、自身直ぐに聽きて裁判致されけり。
- ◎ 長政平生武勇の志暫くも懈らず、常の物語にも武の道を専ら議論し、仁義の勇者血氣の勇者の事を屢々語られけり。家中の十の行儀作法其外喧嘩口論等も、皆武道を以て是非を決斷し、常に武道の吟味淺からず、苟且にも義理強き事を好み、柔弱なることを嫌ひける、其風に習ひける家人悉く武を嗜み勇氣強く振へり。
- ◎ 長政或時江戸より歸りに伏見に着きける日、近邊の代官其外心安き輩數人見舞として來りけるに、或人川鱧を送りけるが、長政料理人を呼びて、此肴少し許りを今夕のもてなしに用ひ、其餘りは鹽に漬け置き船中の料理にせよと言付けぬ。鹽應終りて奥の間に入りしに、代官の内一人來りて潜かに言けるは、先年勘定不足して既に身上危かりしに、金子貸し給はりし故勘定滞りなく相仕舞しは偏に御厚恩に依りたり、延引ながら返し參らするまで、金を前に差置けば、長政聞きて、我等が身上に是程の金子を取りたればとて如何程用に立つべき、又足下身上にては一廉の助になるべし、足下とは久しき知音なる故にこそ先年身上の難儀に及びしを笑止に思

- ひ、右の金子を以て償せられ、初めより參らせんと申さば中々受用致されじと思ひし故に先づ借用の分にて遣し置きたれば今更返納の儀は思ひも寄らず早に持歸らるべし、と言ひければ其人嬉しさの餘り涙に咽ひけるとかや。其後長政次の間に出でしに、人々言ひけるは、今先きの間にての事は障子越しに承はりしが、先刻肴の御指圖とは大に違ひたる事哉と言へば、長政聞きて、夫は各々大なる心得違なり、我等が臺所にて肴に專關くことはなけれども、先程の鱧は人の志にて送りたる物なれば、鹽に漬け置き船中にて少しづつ料理に用ふれば其度毎に其人の志を思ひ出すものなれば肴を惜むにてはなし、又最前の金子は彼人勘定の不足を補ひたれども今又身上に過分なる金子を返しなば彌々困窮に及びて、最前の心入も無益にあらんと思へは返し遣はしたるなり、惣じて儉約と申すは少しの費をも厭ひ用に立つことは大分にも惜まぬこそ道理に叶ふべけん、と言ひければ滿座の人々各々感服したりけり。
- ◎ 長政老臣等と政を議するに、其理非を論せしめて其言に隨ひ處置せしかども、或は斯の如くして是あらんと言ふに隨はずして、是理に當れりと雖も如水公の宣ひと道に進ひたれば用ふるに忍びずと言へり。大事はさらなり小事と雖も孝高の定めし法に背きしことなし。
- ◎ 長政既に和韓に於て偉功を立て、大國に封せられければ娛樂して日を送るべきに、晩年までも文武の學藝を勉め、常に經典兵書を読み、其四書七書皆赤紙を以て書皮とせり、子思忠之受傳へ赤本と稱して常に座右に置き、老臣等と政事の理否を議するに、此道理は彼の赤本にあれば是に隨ひて定むべしと言て決せりとぞ。

○長政五十萬石餘の身分にありしかども、自筆にて米何石何斗何升何合何納と百姓名宛に受取を書きたるもの、今に至り筑前に存するもの數通ありと云ふ。

○長政孝高の病床に侍せし時、憂勞腿を交へず、衣を解かず、湯藥自ら嘗むるにあらすんは進めさりけり。

○長政平生異見會とて、毎月一度づつ本丸釋迦の間に禪月大師の書く所の釋迦の像を掛け夜嘯を催せり。其會衆は家老其外思案もあつて談合の相手に能き者又主君の爲めを取分け思ふ者、五七人には過ぎざりけり、其物語の仕様は人を退け先づ長政發言に、今夜は何事を言ひたりとも重ねて意趣に残すべからず、又他言すべからず勿論當座に腹を立つべからず、思ひ寄りたる事は必ず控へ間敷、と誓言立ければ一座の者淺らす斯の如く誓言を立てける。楮長政の身の上の惡しきこと、諸士への仕掛、國中の仕置の道理に違ひたること、何れも底意を殘さず申述べ、或は過ちありて出仕を止められ又は扶助を放れし者の詭言、其外何事にも常の時言ひ難きことを言へり。又家老中傍置の間に心に掛かる事言ひたく思へども、若し受様惡しくは遺恨になり、以來主君の爲めまで宜かる間敷に遠慮して控へたる事なごまで、心に思ふことを相共に殘さず言ひ合ひ、互に心底に滯らざる様にして、誠に親切なる議論なり。若し長政少しにても怒る氣色見ゆれば、是は如何なる御事にも候ぞ怒り給へる様に見え候と申せば否々心中には少しも怒ることなし、と顔色を和らげり。上下ともに惡しきことは繰返し、幾度も合點行く様に互に心底を殘さず言出しければ甚だ益ある會なりける。幾日の夜と云ふ定めもなく、長政思ひ寄りたる時今夜は例の腹立たずの會をすべし、會衆を呼び候へとて俄に催しけるとぞ。此會の

事を甚だ益あることと思はれけん、長政死去の前忠への遺書の中にも、我等致來候様に異見會の儀毎月一度釋迦の間に催し申さるべく候、とぞ書遣かれける。(名將言行錄)

○ 黒田長政父子祭詞せる光雲神社と其の由來

光雲神社は福岡西公園荒津山上にあり。祭神は福岡藩祖たる黒田孝高(明治三十五年十一月八日贈從三位)同長政(大正十一年三月廿三日贈正三位)なり。孝高は法名を龍光院と云ひ長政は興雲院と云へり。故に其法名を採りて光雲神社と稱し又御兩公様と稱せり。元と福岡城本丸内に祭祀せしが、廢藩後明治四年士民相計り樂院町警固神社境内に遷し、同八年縣社に列せられ、明治四十二年四月荒津山上に結構壯麗の新殿を造營し現今の社に遷座し奉る。寶物には朝鮮征伐の際長政の用ひし、水牛の兜を始め歷代藩主の武具を藏す。

○ 龍光院殿如水圓清大居士碑銘並序

居士、播州飾東郡人、姓源、父濃州刺史謙隆、累代城子播州姫路、居士生于天文十五年丙午冬十二月二十九日、雲下蓋家、見者僉曰、慶雲甘露天之瑞也、決是家門繁興先兆也、七歲而父傳居士入寺學書、性不愛紙筆、只愛射御、十四歲而喪母、其慟哭者超越他人孝子、十七八歲之頃、專愛倭歌之道、上自三代集、下至八代集、此外更及源氏物語、伊勢物語、諸家歌集等、有欲通習之志、傍有教僧號圓滿坊、謂曰、今也國屬艱虞首戈比干、我邑去敵軍者不過三四里、方乎此時、拋兵書愛歌集、孰爲之當乎、若或未獲止、請攀魏曹瞞鞍馬問造文往々橫梁賦詩之例、徒勤聚燈映雪嘯月吟花者甚不可也、先束閣之、且待止戈之日則如何、於是中道而廢矣、永祿十二年巳巳、赤松下野前司出師圍姫路、居士對陣青山、一戰決勝、敵兵隕首者三千餘輩也、居士威名勇功自此而顯矣、天正元年癸酉、贈左府織田信長、以畿内五大州置殿中、播州以西未屬麾下、居士以謂、熟聞左府爲人日本果歸掌握、不如先出講禮、秋七月、入京、左府喜氣溢眉、面語移刻、及辭京左府密謂曰、他日我伐中國必以居士爲

先鋒如何、居士謹開命云訖退矣、三年乙亥、中國戎卒屯陣于播之英賀、居士出對陣、敵兵不當其鋒而敗矣、左府以手書感之、翌年丙子、左府以羽柴筑前刺史秀吉為將欲伐播、街談巷說粉々盈耳、秋九月、居士密通秀吉、秀吉不堪喜躍、書誓詞報曰、自今以往我與汝為異姓兄弟、請其莫違焉、冬十一月、果伐播、居士為其先鋒、攻左用城、城主兄弟刎首、死于居士之手者其數不足勝記焉、秀吉獻捷於左府、左府又感其忠以手書、翌日圍上月城、中國出援兵三千餘騎向別所右金吾之陣、居士見之不獲忍、手自合鋒、立刻首者孔是矣、秀吉即賜太刀一柄、活馬一匹、及金鞍玉勒附諸緣具、以賞其忠、古人所謂賞不越其時、想是意在茲乎、秀吉莞爾謂諸將曰、若欲得重賞、勵勇功猶如居士、云々翌年丁丑、四月、中國、及紀伊、淡路、精兵、八千餘員勦力攻播之別府城、秀吉聞之命居士、率援兵五百餘人、密入城中、少焉敵兵八千餘、排圍為圍等伍、其鋒不可當、居士手戰叩楯下令曰、運在天、勿敢退、乃是古格言也、思々々、其聲未絕、圍戰二三次、全身汗流漿、兼口氣吐烟、依々香象王截流、彷彿金獅子鼓牙、其勢不言以可知矣、敵兵難支悉退散、隕首者七十餘人也、左府及秀吉、共以書感功

六年戊寅、秋九月、荒木攝州刺史叛秀吉、遣居士告曰、勿憚改其過、荒木不及致報、却留居士不放飯惟時嗣子長政為質子在左府、居士親族會議謂父讎隆曰、令子在荒木、令孫在左府、棄孫歟、棄子歟、讎隆曰、孫也親族相議質于左府、子也使于荒木、其留之者是荒木非也、我爭棄孫以與叛黨手、親族嘆曰、是義也、翌年己卯、冬十月、居士幸而脫出而來有岡、吁讎隆賢慮之遠者可喜焉、可尚焉、十年壬午、秀吉奉左府命攻備中高松城、城堅而難容易潰、故環城皆築長堤、其高者益出于城之上、國中洪河細流引歸長堤、雖涓滴不漏泄、堅城果沒水、人皆成魚、可憐生可憐生、左府命明智曰、汝等成亞將與先鋒秀吉相議俾中國飯吾掌握則可也、明智不赴中國却自丹波入京師、弒左府自立、禍起自肅藩內者歟、此事飛報秀吉、秀吉招居士謂曰、此事若漏敵必乘勢、我軍難支、如之何而可手、居士曰、只乞和之外別有何奇策乎、秀吉以居士之言講和定界、如漢楚割鴻溝歸矣、明智屯陣於山崎、待秀吉飯、秀吉以居士為先鋒向山崎、會曰、天下安危只有此一戰而已、明智終敗矣、十二年甲申、秀吉復畿內、而中國猶有餘殃、居士振蘇張之舌止蠻觸之戰、五畿中國致枕泰山安者、是居士智力之所及也、十

四年丙戌秀吉有欲合海西九州之志，俾居士率中國勇兵三萬餘，征海西，冬十月，到豐前，陷小倉津，宇留津兩城，死于鋒鏑之下者三千餘人也，秀吉感之以書，然後攻障子岳城，圍香春岳城，城主高橋降矣，餘勇所及筑前，筑後，肥前，肥後，皆降，臣服矣，十五年丁亥，秀吉自征薩摩，分軍南北，北軍路歷肥後，南軍路過日向，居士在南軍，於日向耳河與薩兵合鋒，薩兵取敗，不幾而薩州太守島津降矣，秀吉嘆曰，今度海西九州歸吾一握者，是出自居士方寸，賞其忠以豐前國，寔榮莫榮焉，十七年己丑，居士讓國於嗣子長政，而侍秀吉左右執事，譬如韓淮陰在沛公言聽計用，夏五月，任勾勘，是又華也，十八年庚寅，秀吉東征，圍小田原城，數月不下，果以居士智計北條退城伏誅，六十六州一其統，生民呼萬歲，文祿元年壬辰，秀吉征朝鮮國，遣三將爲先鋒，嗣子長政亦其一員也，居士亦相追超海，小西攝州前司行長逢人藏行，居士指其短，行長不聽，居士却回白秀吉言，行長真執拗夫而不徒他言，其軍必敗也，否，果如居士之言，二年癸巳，秀吉賜旗於居士，命曰，汝代我到朝鮮，出命於諸軍可也，居士因是再超海，其軍忠不可勝算焉，秀吉以博陸之職讓秀次，仍稱秀吉謂大閤，居士時々諫博

陸曰，庶幾殿下代大閤伐朝鮮，殿下過海號令必嚴，嚴則凱旋不可有日，殿下不納諫，居士咨嗟曰，殿下恐失職，居士之言果如合符也，慶長三年戊戌，大閤薨矣，內府家康受遺命輔佐幼主秀賴，爰有石田禮部三成，運陰謀欲奪內府之權，居士密通內府，俾三成監居江州佐和山，五年庚子，三成終叛，濃州以西，五畿，中國，四國，九國皆與三成，屢次雖勸居士，於義不聽，惟時內府在東武江戶，長政亦從後東矣，秋九月，居士率一萬騎兵赴豐後立石，一戰生擒大友義統，誅勦其黨兵，安喜富來兩城聞其勢脫甲弛絃以降矣，居士唱凱歌，飯豐前，陷小倉城，又赴筑後，圍柳川城，城主立花統虎降矣，昔以三寸舌下齊七十城者可併按也，十五日內府家康，上京，於濃州一戰擒三成，諸國復舊，長政以有軍忠改豐前任筑前，於是築城號福岡，可謂有惟父有惟子，冬十一月，居士携義統入京，內府先問九州戰鬪次第，居士遂一答之，內府不堪歡抃，謂曰，必奏朝轉位，居士跪曰，我已老矣，富貴非願，不如飯去生烟霞痼疾，發泉石膏肓，借僧話，竹之院，觀茶烟於落花之風，誦唐詩，詠倭歌，逍遙自適，是亦飯後之賜也，內府家康聞此言曰，處今行古者，除居士外又誰乎，至矣，玄矣，先是教僧曰，待止戈

之日、言不浪施、希有々々、六年辛丑、扣大德寺三玄院窺祖師向上巴鼻、七年壬寅、退休筑前、蓋以長政爲其
 太守也、紫府天滿宮、及觀世音寺最先修之、神也昌泰四年辛酉、左遷太宰府都督、奮激之餘、疏祈天爲威德天
 神、威驗日新者猶如月來花弄影、梅千里而飛、松一夜而老、其靈威不暇枚舉也、至若托蝶魂參龍淵探得領下珠
 光明奪目、世曰、神乃觀自在應化也、梵曰補落、乃觀音所住也、唐言小白梅花、然則神之所在不可無梅、梅
 之不遠千里而飛來者有以哉、元明巨儒涉此、而天錫有觀音寺裡一聲鐘之吟、洪序有一夜飛香度海雲之賦、異
 域猶稱、何矧於我朝乎、兒童走卒皆知可敬之、居士太守共取信者非無其理、自此發始于宮陽、于志島、百廢具
 興、時哉時哉、以紫府崇福禪寺徒宮陽松間、招請大德禪寺雲英大和尚、開堂演法發動衆聽、古人云、王者德出
 山陵則慶雲出、雲英乃是居士慶雲也、太守繼創龍光禪院、龍吟雲興、而符于居士初生慶雲蓋屋之懸識、八年癸
 卯、以慈島隘狹旅客不便繫舟、是故築石累土無一簣之止、終廣洪其地者三町餘也、爾來官船商舶往還攘風波之
 難、九年甲辰、春三月、居士臥病、向長政遺訓曰、死期必在念日辰刻、我沒後、請愛士、撫民、舉直、措枉、

慈孤弱、憐貧賤、親賢、疎佞、則何追福加焉哉、臨期詠一首倭歌、其聲未絕端然逝矣、壽五十又九也、太守如
 法葬送、用心皆不違居士遺訓、可謂孝矣、承聞太守侍居士病床、憂勞不交睫、不解衣、湯藥非太守口所嘗弗進
 夫會參以布衣猶難之、今太守親以長者脩之、過會參孝遠乎、一日差使於對府寓居告白、頃日斷石爲居士碑、願
 和尚書銘以賜則錄碑傳之不朽、予以謂大凡吾朝豪家喪妣妣者、以建寺度僧刻木留像爲至孝爾、今也太守非會建
 寺度僧、銘碑以欲流其芳於百世、孝于惟孝者高出所聞也、古云、忠臣必出孝子門、因是觀之、太守寔是吾朝一
 忠臣、而不愧漢三傑者也、予結生緣於筑前、藏姓名於對府、年久于茲矣、而況近來病多學廢、筆硯猶如禿奴
 木櫛、雖然若拒太守命恐似忘本質、是以不能峻拒、綴卑辭遺之、使歌以祀居士、其辭曰、

- 百戰場中功第一、黃金只合鑄斯人、
- 黑田苗裔是稱首、紫府菅君即現身、
- 千里飛梅真面目、三玄佳菊更精神、

會聞累代居姬路、何料比年隣姪濱、
 懷惠移家他猛士、忘躬爲國幾忠臣、
 希顏孔孟世間行、慕蘭唐虞風俗淳、
 造化小兒俄犯枕、本州太守泣沾巾、
 至誠所施孝惟孝、遺命勿違民我民、
 筆下留歌辭焰部、牌前吞氣哭蒼旻、
 傳々父子不傳妙、斲石爲碑輪扁輪、

慶長第九曆龍集甲辰端午前一日

大明萬曆聖皇帝

特賜日本本光禪師前聖福兼高源景轍老衲玄蘇謹書焉

○筑州太守黑田長政公碑銘並序

有非常之人，而有非常之功，嘗聞其語矣，今見其人也，筑州太守，源姓，黑田氏長政者，蓋斯其人乎，濃州牧
 識隆者其祖也，如水居士者其椿府也，照福夫人櫛橋氏者其宣砌也，以永錄十一年戊辰冬十二月三日寅生太守於
 播之飾東姬路邑，幼雄偉不常父祖共奇之，於是織田信長掌畿內兵馬，識隆屬心，故遣太守爲質，信長命其麾下秀
 吉護焉，寡之近江長濱，時太守生十歲，天正五年丁丑之秋也，明年荒木氏者貳於信長，如水行而諫之，荒木拘
 之，衆皆讖隆曰，立於子乎，於孫乎，同于荒木乎，日否立孫，夫直爲壯，曲爲老，物皆然矣，實吾孫者是吾志也
 不遠我子者曲在荒木，既而如水脫飯而荒木果敗矣，聞二歲太守還於姬路，翌年太守十四歲，與如水共從秀吉軍於
 梁瀨，與柴田氏戰，太守獲首級，衆甚奇之，十年壬午，夏六月，信長沒，秀吉起而軍政大振，人皆奉之，明年
 之，夏南紀雜賀根來賊兵，攻泉之岸和田城，先是秀吉使中村式部少輔守城，於是如水急馳救之，太守自斬賊二
 人，時十六歲也，太守之雄武由是赫々焉，十五年丁亥，博陸豐臣秀吉公，西鑿筑紫，太守從之，夏四月，與薩

州島津氏戰于日州財部太守拔劍斬敵大破之、逮於九州平夷秀吉旋洛、而令如水。太守治豐前、冬十月、州賊據日隈城叛、太守環而攻之、如法寺氏、緒方氏、一千餘人為援賊來戰、太守擊之獲其兩將、乃進到第切山攻城并鎮房壘、鎮房懼而降、又進赴廣津新鬼木掃部於觀音原、拔大丸城殺其將緒方氏、伊藤田氏、中尾氏等、捕虜一千五百餘人、又屠賀來城、破福島城、於是豐州賊皆殲、吏民按堵如故、因使家臣小林氏悉傳首達于大坂營、秀吉大喜、命石田治部少輔三成、贈良馬於太守、賜腰劍於小林氏、即以豐前為如水采地、太守之勳名於是籍甚矣、十九年、冬十月、秀吉令諸將築壘於肥前松浦郡名護屋、太守為之監、為伐朝鮮也、文祿元年、春三月、秀吉遂責朝鮮、以包茅不貢、乃遣先登三將而征之、太守居其一焉、太守率大友左兵衛義統以二萬人為先鋒、入于朝鮮攻金海城、不終日而下之、殺傷一萬人、徑前擊破昌原城、梟首五百人、自昌原至上都、有數十城、々門不關人皆逃散、太守所到皆殺、而又使我後軍因糧於敵、朝鮮王大懼出奔平安道、夏五月十三日、太守入都、居十日、西擊敵酋鼻殆及三萬餘口、遂往攻平安城、々下有大河阻河而陣、敵夜潛航之、襲小西攝津守、太守聞之自馳、

半沒迄擊之、殺獲數百人、虜放矢中太守左腋、太守怒手擊其虜、復大戰、太守家臣黑田二郎戰死、詰且諸軍渡河屠平安城、王僅得脫、衆議令小西氏留守平安、太守別擊黃海道、又入白川城、居半歲、明年正月、敵十餘萬來攻、太守出戰破之、俘數千人、太守別使家臣小河氏守立山、方是之時朝鮮乞救於明國、明國恐秀吉併吞朝鮮而西畧則必有輔車唇齒之憂而抵觸東藩也、乃發援兵數十萬來侵平安、我軍雖力戰、寡不能敵衆、小西氏敗績而還、明兵就遂到立山不能進、大谷刑部少輔自都至開城迎太守、太守與小早川隆景俱退入都、時明兵來攻、其旅如林、太守指麾諸軍大戰、明兵解散、既而諸軍相議欲避都、衆擇太守為後拒、都南有巨川、造船維舟諸將皆渡、然後太守斷其浮橋而殿矣、夏六月、徇全羅道劇晉州城壘、生口數萬人、秋八月屯於機長、三年秋九月、秀吉令太守東飯、可謂治兵矣、自古之神功皇后征三韓之盛、未有如此者也、慶長元年丙申夏六月、太守與如水再渡於朝鮮、秋九月七日、自慶尚道赴全羅道、與明軍大戰于稷山、捷萬餘人、翌日明軍使价至于再三、贈巨艦於太守、蓋其意欲和也、太守逼據梁山、冬十二月二十八日、明軍大起、圍加藤主計頭於蔚山城、事急、太守以

如水爲梁山留後、自馳到蔚山、救之、淺野左京大夫、大田飛騨守、亦在城中、與主計頭同出戰、太守勦力擊明兵而奔之、明年冬十一月、敵自海陸同來圍小西氏所居順天城、兵漸困、太守以舟師援之、遂全軍而還、太守威勇播於異域者於是昭晰矣、三年秋八月、秀吉薨、國謳歌、大相國源公者多矣、相國與石田三成有郤、而與太守善、三成密遣使誘上杉景勝叛于本州、五年、相國東擊景勝、太守從而到下野國宇都宮、告暇還、過相州大磯、時聞三成叛、又東到下野小山、謁相國、相國甚悅賜鞍馬、是時如水在豐而鎮焉、秋八月、太守奉公命到尾州清須、與諸軍俱經濃州岐阜城、直渡合渡河、擊三成軍破之、遂前到赤坂、筑前黃門與三成約居濃之松尾城、太守以密策令黃門應相國、九月十四日、相國率軍至赤坂、時毛利氏亦約三成使發陽兵據南宮山、聞東軍來潛遣吉川藏人福原越後於太守、告降於相國、因是質、太守之奇計於是居多矣、三成等率五畿西國兵自大垣城出而成列、厥明諸將與三成及備前黃門島洋兵庫頭合戰於關原、太守躬當三成陣大呼擊破之、即進攻佐和山城、以釣命筑前黃門守此城、又捕小西氏赴江草津授村越茂助告相國、甚嘉之、毛利輝元在大坂城、依太

守謝罪於相國、遂赦之、果戮三成、而後舉國屬相國、於是諸將各就封國、乃改豐前國封太守於筑前國、居福岡城、太守之績功於是較著矣、且其家臣栗山利安、井上之房、毛利友信、野村勝賴、黑田一成等、不懈於內忘身於外者、悉能委任焉、可謂得人矣、州有管廟、所謂幸府天滿宮也、太守以神有儒名、故殊欽崇修營之、增封戶、備祭祀、又補葺聖福承天崇福之諸禪刹、授時務義之暇、招和尚商量話則、有猛省、太守之快達於是不凡矣、九年春三月二十日、如水居士捐館舍、太守哀憫異恒、初其病時、太守殆廢寢食、湯藥必先嘗而進之、到此行喪尤善、太守之孝思可謂慎終矣、立首龜跌之石以記居士之行業、是欲令子孫見之者善繼志追遠也、十一年相國命列國修江戶城、十五年又命築尾州那古尾城、太守皆與有力焉、十九年大坂有流言而豐臣秀賴作亂、冬十月、相國自駿府、大將軍右丞相自江戶同發、諸軍悉會圍秀賴于大坂、太守留滯江戶、故令其長子忠之自紫陽來謁相國於軍中、相國約和於秀賴而還、元和元年乙卯夏五月、再攻大坂、太守亦從行焉、是行也豐臣氏遂族滅矣、太守之勤奉可謂有始有終矣、明年夏四月、大相國薨、遂葬于野州日光山、太守刪鉅石柱若干株於筑紫

長數丈、徑數圍、設自南海達于山中、以為華表、立之廟前、屹焉、巍然、殆非人力所能及也、相公感賞之、太守之心匠於是可見矣、太守少壯好馳馬、試劍習射、放鳥銃、共能其術、且常撫士惠民而聽諫諍、國政以治、其閑暇會賓友、愛花卉、設酒、唱曲、手談一局、倭歌數連、每與人語無不欣馳、其在江戶也、時招羅山子而聞講論、孟、又請令抄寫經語之宜便于資治者、編為二冊、置諸座右、太守氣節蘊藉於是可觀矣、九年癸亥、青油幕入洛、太守從之、停五馬於報恩寺、嬰疾不已、相公屢使々問之、遺命以奉上、臨下慎而勿怠、秋八月四日、太守逝、年五十六矣、相公甚悼焉、人皆惜焉、嗚呼哀哉、還葬于紫陽郡河郡十里松間橫嶽山萬年崇福禪寺之後、家臣咸不堪悲慕、或至于有自殺以殉者、嗚呼其感人蓋如此、令嗣忠之襲封、於請碑文於羅山子、以太守之為人、也出尋常萬々而其功名不可不刊之樂石垂之後昆、故綴之以詞、且為銘曰、

於戲太守、翹々士林、攻城野戰、枕戈衽金、
孫吳英術、遺響餘音、非常功業、千古于今、

朝鮮 際、異邦知名、關原之役、去就既明、
食邑于筑、鐵券以盟、傳之百世、永為藩屏、

寬永元年甲子春三月日

羅山子勝道春書

如水辭世

思ひ置く言のはならふ終に行く
道はまよはんなるにまかせて

長政辭世

此ほどは浮世の旅に迷ひ來て
今こそ歸れ安樂の空

御
定
則

○ 御 定 則

一、國をたもつ主將は格別の思慮なくして叶ひかたし凡人におなじ様に心注へからず先我身の行儀作法を正敷して政道に私曲なく萬民を撫育すへし又我平日好む事を慎み撰ふへし主將の好む事は諸士も好み町人百姓までも翫ふものなれば假初にも輕き遊興たり共目にしたゝぬ様にして四民の根本となる事片時も忘るへからず凡國主は常に仁愛にして政事は晴天白日の如く明白にして深く思慮をめぐらし一事もあやまつへからず文武は車の兩輪の如くなれば片々かけては立かたし勿論治世には文を用ひ亂世には武をもつて治るといへども治世に武を忘れず亂世に文を捨ざるが肝要なり世治りて國主たる人武を忘る時は第一軍法捨り家中の諸士もおのつから心の柔弱に成て、武道のたじみななく武藝にも怠り、武具もさびくさりと、俄の用に立たず、かく武藝おろそかになれば、平生の軍法不定にして、不慮に兵亂出たる時はあはてさわき評定調すして軍法立難じ、武將の家に生れては暫時も武を忘るへからず、亦亂世に文を捨れば、制法定らずして政事に私曲多く家人を治、國民を愛するに實なき故、人の恨多きもの也、軍陣の時も血氣の勇のみにて道正しからざる故、士卒思付かすして忠義の働稀なりたとひ一旦軍に勝利を治るとも、後必敗軍となるものなり凡國主の文道を好むといふは必書を多くよみ詩を作り故事を覺るにはあらず、誠の道を知り諸事に付て、吟味工夫を委敷して萬の筋目を遠すあやまちなき様にして、善惡を正し賞罰を明かにして哀の深きを肝要とす、又武道を好むと云は專武藝をもてはやし以かつ

なるをいふにあらず、軍の道を能知りて常に亂をしつむる智略をめぐらし油斷なく士卒を訓練して功有者に、恩賞を與へ、罰あるものに刑罰を加へ剛撻を正して、治世に合戦忘れざるを言、武勳を專にして一人の功は匹夫の勇なり、國主武將の武道に非ず、當家の軍法は他の術なし、只君臣法令を正ふして士卒の一致するを肝要とす、平生無用の時臣下をあはれみ、功有者に賞録をおします與へて其志を能、諸人に通じ置時は其恩徳に思ひ付て上下心をあはせ一筋に武勇をばけむ故兵の強き事金石の如し、勝利を治る事疑ひ有へからず、亦主將たる人威といふものなくは萬民おさへて成難し、惡敷心得て態と威をこしらへ付んとすれば、却而大なる害になるものなり諸人におじらるゝ様に身を持たずを威と心得、家老に逢ても威を高ふ事もなきに荒くし人の諫を聞入すし我あやまちもかさおしに云まきり、ほじいま、に我意を立時は家老も諫をいはず、おのつから身を引様に成行へし、家老さへかくのことくなれば諸士末々に至るまで、只おち恐れたるまでにて忠義の思ひを成すものなく我身の前のみして奉公を實に勤むる事なく、かく高慢にて人にないがしろにする時は臣下を初め、萬民うとみ果て、必國を失ふ基と成ものなれば、能々心得へき事也、誠の威といふは先其身の行義正敷理非賞罰あきらかなれば、あなち人に高ふり、おひやかす事なれども臣下萬民うやまい恐て上をあなごり、かろじむる事なくしておのつから威光備るものなり。

一、凡君臣傍輩萬民の上までも、相口不相口といふ事あり、主君の臣下を仕ふに此意味あることを知りて、常に思慮を怠す能、慎みて油斷すへからず、家人多しと云ども、其中に主人の急に應る相口なるもの善人なれば國の

重寶となり、悪人なれば大成功となるものなれば、輕々敷事に非ず、家老中兼て其旨を相心得主人の佞臣に心を奪はる様に稠敷諫言すへし、又家老杯は相口不相口に寄て仕置の上にあやまち出來る事有へし、相口の者には最負の心付て悪をも善とおもひ、或はひかれ或は追從輕薄に迷ひて、悪と知りながらおのつから親しむ事も有、不相口成ものは善人をも悪人と思ひ道理も無理の様に聞きあやまるものなれば、相口不相口に寄て政事に私曲出來へし、家老中能々心得へき事なり、又家老なるもの威高ふりて諸士に無禮をなし、未々の諸士輕きものには詞も掛さる様に時は、下々遠くなる故に諸士隔心して上部の輕薄なる禮儀計り勤る故に、諸士の善惡得手不得手ならずして、其身に不得手なる役儀お申付により、必仕損じ有旨、儀に寄ては其もの身上を亡すに至へし、家老職のものは常に溫和にして小身なるものをなづけ、其者の氣持を能見届て相應の役儀を勤さすへし、最負を以て不相應の役儀申付仕損じたる時は、罰科に申付る時は諸士一統の入札を以て其人物を極、其上にも私曲有之者出來せば、其者一人重き罰科に申付へし、成へき限りは米録を召放すへからず、播州豊州より召仕候諸士は何茂身命を抛粉骨を盡したる者共なり、今我大國主と成事、是全我等父子の計略に非らず、臣下の力を合せし助によつてなり、其大功有諸士に不得手の役義を申付、仕損じたりとて、重き罰科に申付事、主君たる者の不徳家老中なるあやまちなり。

一、子どもに付者、其人物を再三詮儀して念を入へし、其もの善人なれば、其人を能く撰て用る事ゆるかせにすへからず、近習の士も委く吟味を遂、人を撰て申付る事肝要なり。

一、他所の浪人名高き者あり共、大録を惜ます招き寄る事必用捨すへし、又主將たる人は臣下を初、萬民人の目利を以て第一とすされは我一人の目利を以て、小身無禮の者どもよりむさと、大身に申付る事大なるひか事也、堅く慎み能思案すへし、軍功あるものには大身小身によらず、賞録を與ふへし、凡治世の褒賞は、金銀にとくはなし其旨を能工夫すへし。

一、國主たる人は、慈愛を旨として人をあはれみ恵む事肝要也、罰人ありともむさと問すへからず、國中に罰人あるは政事正しからずとて、宰判の行届かざる故と知るへし常に吟味をせ、あらかじめ罰人のなきように國家を執行すへし、賞罰は吟味を経て罰人をつみすることは、仁道によりて申付へき事肝要也。

一、鷹狩、鹿狩、漁等其外亂舞、遊藝、遊宴にかならず長すへからず、程よく嗜てあふれざる様に心を用ゆへし、殊に農人の痛と成へき事は能思案して堅慎へし。

一、大國の主將は君臣の禮儀のみ取繕ひて、定たる出仕の對面計にては互の心底善惡分明ならざるものなり、さるに依て出仕の外、一ヶ月に兩三度其家老中並小身の士たり共、小分別有者召寄て咄を催すへし、其節咄し事は主人も聞給、家老中も同前にして覆藏なく其時の事を物語るへし、互に心底を殘すへからず、若遺恨なる事申出すもの有ども此會の問答において君臣ともに怒り腹立へからず、或は主人の了簡達の事、或は仕損じ有て勘氣を申附たるもの、詭言等其外何事によらず、主人へ申達し難き事を殘さす語るへし、如此する事忘るへからず、諸士は勿論萬民の上までも、委敷聞ふれて毎事明白に分り政道の益に成事多し。

一、儉約を専らして無益の散なき様に心を用ゆへし、治世には萬の事皆花美に成行ものなれば、儉約を旨とせされは年々つもりて夥敷費となり、後には行つまりて國家を敗るに至へし、亦おしき過して、吝嗇なれば諸人にうごまれ萬の事博行かす、善を行ふ事も功を立てる事も成難し、是又國家を亡すの崩なり、財寶を根に用ひざるは軍陣天災其外不慮の吉凶に備へ亦は諸人に益有事に、用の爲なれば平生我身の物好を止て少しの事も費なく萬の事過不足にもなき様に委敷思案すべき肝要也

一、家中の諸士大身小身ともに武具の外は、衣類諸道具とも七分限相應より内端に軽くして勝手丈夫に取績き、解怠なく相勤、分別肝要也、但軍陣出立は分限より少しは勝たるも然るへし、とかく平生根に財寶を費へからず若不覺悟にて困窮におよひ、平生の奉公も勤得ず、事に臨んては其手筈あはず、傍輩におくる、者あらは詮議とけて、曲事に申付へし、諸士中此旨能心得、儉約を専らにして貧窮に至らぬ覺悟肝要也

一、家中の諸士無據身上不相應の物入あつて、困窮に及時は家老中、其仔細を聞用、城付用心銀の内より、身上相應の年賦にて借渡し申へし諸士無力に及ひては、不慮の事有時用に立ざるもの也、兼て無力に及はぬ様に心を付へし、但天災、並父母兄弟子供の病氣是等の外或は家居の普請を好み、或は婚禮に銚々間敷事を取計、或は常に客を好み遊興酒宴によけり、其外様々の好みに依て寶を費し、自然と貧窮に及たる者は吟味とけて、曲事申付へし。

一、米六拾四萬六千貳百五拾壹斗四升參合、

一、大豆八萬七千六拾九俵四升八合、

一、米參千貳百四拾壹俵九升貳合、

一、米壹萬九千貳俵九升壹合、

一、米六拾六萬八千四百五拾俵貳斗貳升六合、

内

參拾壹萬六千貳百五拾壹斗四升參合

壹萬五千七拾俵餘、

參萬五千四俵餘、

參萬九千八百參拾俵、

五萬參千四百六拾貳俵餘、

千貳百參拾俵餘、

千四百貳拾俵餘、

米四拾五萬九千六百參拾六俵

殘米貳拾萬八千八百拾六俵貳斗貳升六合、

春免御所務米高

右同斷御所務大豆高

御國中田開御所務高

種利米十五部ヨリ上納

知行所務米分

獨禮御扶持方米

右同御切米並俵取御藏渡所務分共

無禮以下御扶持方米

右同御切米分

諸職人並町人御扶持米

江戸御抱之者並御門番給米共

御家中諸士所務並御扶持方切米其外未拂分引

御藏納分

右代銀
一、銀參千五百四拾九貫七百拾七匁餘ハ
一、大豆八萬七千六百九拾九俵四升八合

五萬千九百六拾壹俵餘ハ

大豆參萬五千八百四升八合餘ハ

一、銀參百五拾壹貫八拾壹匁餘ハ

納銀

一、銀百五拾參貫四百參拾四匁ハ

一、同九拾貳貫貳百參匁ハ

一、同百貳貫九匁三分ハ

一、同拾五貫五匁參分ハ

一、同五貫八拾參匁ハ

一、同貳貫五拾貳匁ハ

拾ケ年並直段壹俵ニ付拾七匁也

右ニ有之御米代

右ニ有之御所務大豆代

知行所務分引

右代銀拾ケ年並直段壹俵ニ付拾七匁也

右大豆代

兩市中ヨリ諸上納連上銀共ニ

拾五部ヨリ諸上納分

拾五部ヨリ上納三品銀

浦々ヨリ諸上納魚代上納共

拾五部ヨリ牛馬皮代

鹽濱運上銀

兩市中ヨリ出ル水夫銀

一、同貳拾貫五百匁

一、銀參百九拾四貫七百八拾七匁貳分

三、同

一、合銀四千貳百九拾五貫八拾壹匁餘

一、銀參百四拾參貫貳百五匁ハ

一、同貳百參拾貫目ハ

一、同五拾貫目ハ

一、同五拾貫八百目ハ

一、同五拾五貫目ハ

一、同四拾五貫目ハ

一、同五百參拾貫目ハ

一、同四拾參貫八百目ハ

江戸御仕送り銀御前様諸御用御召料代女中參拾五人諸
渡共ニ壹ケ年分拾ケ年並高

若殿様御仕送り分右同斷

右同諸臨時御用分右同斷

江戸定格御勤方御進物並臨時御勤共

勘解由様御仕分銀

萬吉様御仕分銀

御參勤方諸御用諸士苦身銀共御參勤無之年ハ此分御用

心除分ニ入

照福院様御仕送り分女中拾五人諸渡御務所御臺料並臨

- 一、同參拾五貫目ハ
- 一、同貳拾貫目ハ
- 一、同八百目ハ
- 一、同五拾貫目ハ
- 一、同參拾貫目ハ
- 一、同九拾貫目ハ
- 一、同八貫五百目ハ
- 一、同八貫參百目ハ
- 一、同五貫五百目ハ
- 一、同五拾貫目ハ
- 一、同百貫目ハ
- 一、同八拾貫目ハ
- 一、同拾五貫目ハ

時御用共ニ拾ケ年並高
 右同御前様御姫様方ニ取進御自由銀
 京都吳服代
 宇治御茶代
 定御飛脚路銀江戸近國トモ拾ケ年並高
 江戸京大阪町人ニ被下候御扶持方並屋敷付小拂銀共
 大阪登米運賃銀
 右同所大豆運賃銀
 御國御臺所入用定御入切分御膳米代並炭薪其外一式之
 分拾ケ年並高
 當番ノ諸士並無禮之者諸料諸入用共ニ壹ケ年分
 江戸御作事方餘之分用心銀ニ入
 御國作事方餘之分用心銀ニ入
 御船方諸作事餘之分用心銀ニ入
 桐油 毛 代右同斷

- 一、同拾貫目ハ
- 一、同百五拾貫目ハ
- 一、同七拾五貫目ハ
- 一、同五貫目ハ
- 一、同五貫目ハ
- 一、同五拾貫目ハ
- 一、同百五拾貫目ハ
- 一、同五貫目ハ
- 一、同參拾五貫目ハ
- 一、同五貫目ハ
- 一、同五貫目ハ
- 一、同七拾五貫目ハ
- 一、同拾貫目ハ
- 一、同拾貫目ハ
- 一、同五貫目ハ

御國產御進物方入用分
 諸士江戸京大阪憐國苦身銀御扶持方代共ニ拾ケ年並高
 餘之分用心銀ニ入
 御參勤之節御召仕候水夫銀米
 御本丸諸方番所油代
 御鷹方諸御用飼方トモに拾ケ年並高
 御小鳥所入切分
 奥小役筋入用分腰物變方紙類其外諸御用入一切高
 御武具並鐵砲修葺新期トモ御仕足分御用入切
 御所所紙墨筆代
 會所入用分
 御馬方百五拾疋飼料大豆代並飼葉敷薪代共ニ
 鐵砲主藥年之御仕足分
 代官實植方諸用
 諸士自分役所渡リ紙墨筆代

- 一、同六貫目ハ
- 一、同百五拾貫目ハ
- 一、同拾五貫目ハ
- 一、同七拾五貫目ハ
- 一、同拾五貫目ハ

銀千八百參拾壹貫六百七拾六匁餘
殘る

右ハ年々用心除入

右ハ慶長十七年子ノ年ヨリ元和七年酉ノ年迄十ヶ年撻積高口々吟味仕候處相違無御座候以上
元和八年戌三月

覺

- 一、銀壹萬七千貫目ハ
- 一、金小判拾萬兩ハ

側筒足輕ニ被下玉藥代弓道具諸積古共ニ
御國中免下御救分免下無之年ハ用心除ニ入
表與御側女中上下拾五人諸渡賄料共ニ
御家中乘馬飼料餘之用心除銀ニ入
窮民御救銀

一、錢拾萬貫文

右ハ御藏納御用心除

- 一、金小判三千兩ハ
- 一、銀千貫目ハ

右ハ勘解由様御分

- 一、金千兩ハ
- 一、銀千貫目ハ

右ハ萬吉様御分

- 一、金千五百兩ハ
- 一、銀貳千五百貫目ハ

右ハ御姫様方御仕料

右之通相違無御座候以上
同年同日

右之分請書ニ除可申分御自筆ニ而御書入有

村山角右衛門判
喜多村安右衛門判



右之積堅相守城付用心除之分年々間斷なく相除可申事肝要也數年の後は廣大の銀高に成凡百年を越ては天下に配分の銀過半は當家にあつまるへし又世の治りて靜なる事も久敷非す大概百年百五拾年もしては貳百年程を経て變動する事もあるへし是古より例ある事なれば、あらかしめ其謀を定て、覺悟すへき事第一也、世の中物さわかじき時に當て財寶おふからずしては、武名を發し大功を立てる事成難く領國を丈夫に保つ事難し、子孫の輩我等が志を繼て、掟の通賢く相守儉約を勤て彌我身を慎み、仁徳を萬民に施し政道を正敷、家風をいさか能せは、天下の人皆當家の仁政を聞傳へなひき、從ふもの多かるへし、誠に文武の道を、わきまへ身を、名を、揚んと思の士は、主君を撰つかふるものなれば、まねかすして馳集へき事勿論也、然る時はおのつから、諸家に勝れて權威をふるはん事顯然也、されは俄に富榮ん事を工み、國民をしいたけ、諸士を食ては必、國を亡す基となるへし、あなからち金銀珠玉を寶とせず、諸士國民を、寶として、仁徳を以て撫育すへし、必も猥に金銀を集へからず、又多年の功を積みて、自然と富貴を得る時は、更に災のおこるへき様なし、君臣ともに此旨を能守り、越度なき様に萬事を取計ひ、我等の掟に背へからず、子孫に至り不義放逸を專として、諫を聞入す、自由を働き掟を相守らす猥に財寶を費すものあるは、家老中申合其者を退け子孫の内より人物を撰て、主君とし國家を相續せしむへし、此趣は家老中能心得子孫へ申傳へき事肝要也

右之條々堅永く相守可申事肝要也

長政公 御書判

元和八戌年九月

- 右衛門 佐殿
- 井上 周防殿
- 小河内 藏蒸殿
- 黒田 美作殿
- 相山 丹波殿
- 栗山 大膳殿

是の遺訓たるや、殆んど三百餘年前の事蹟に屬し、今日の時世より之を見れば、政治經濟戰爭に於ても、其他百般の事、皆其状態を異にするが故、斯る名訓に對しても尙且つ、世人往々之を輕視し、重きを置かざるの傾向、なきにあらずと雖も一貫せる真理は、即ち千古不變なり、故に千軍萬馬の戰場を往來し、屢々生死の間に出入したる、古來の名將が心血をそへぎて作成せる教訓は、時世の如何を問はず、當に不朽の真理を含蓄し、其の一句一言は、以て世人の訓戒模範と、なすに足るべしされば能く、其真髓を咀嚼し、以て現代に應用せば得る所、必ずや大なる可し、希乞は、本書を讀むの人、單に郷土史實の一片として、歴史的形骸視せず、過古を追憶し、現代に及び、郷土に於ける、尤も偉大なる英雄の、人格を敬仰しつゝ、其真髓を穿鑿し、以て服膺

右之位聖相守城付用心除之分年々間斷なく相除可申事肝要也數年の後は廣大の銀高に成凡百年を越ては天下に配分の銀過半は當家にあつまるべし又世の治りて靜なる事も久敷非ず大概百年百五拾年としては貳百年程を經

するところあらは、經典に優るの價値あらん。

黒田長政と其の御定則 終

昭和六年二月十一日 印刷
昭和六年二月十六日 發行

非賣品

不許複製

編輯兼
發行者

福岡市大名町五〇番地
高宮 義郎
福岡市上名島町五十二番地
大場 良憲

電話三四四四

NO.

PATENTED NO. 119016

"F-M"

PAMPHLET BINDERS

are carried in stock in the following sizes

Catalog No.	High	Wide	Thick
851(菊倍)	30. cm	x 22.5cm.	x 1cm.
852(四六倍)	26. "	x 18.5 "	x 1 "
853(菊)	22.5 "	x 15. "	x 1 "
854(四六)	18.5 "	x 12.5 "	x 1 "
855(特)	24. "	x 15. "	x 1 "

Special sizes are made to order

LIBRARY SUPPLIES IN ALL KINDS

F. MAMIYA & CO.

OSAKA-TOKYO-FUKUOKA

